

家電リサイクル料金の改定について

特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化などに必要な行為に関する料金(以下、リサイクル料金)のうち、当社製「エアコン」の1品目について、2016年4月1日より改定いたします。

□ 料金改定の内容(1台あたり)

(消費税込総額表示)

品 目		改定料金 税抜 (税込)	現行料金 税抜 (税込)
エアコン		900円 (972円)	1,300円 (1,404円)
ブラウン管式テレビ	15型以下のもの	改定無し	1,700円 (1,836円)
	16型以上のもの	改定無し	2,700円 (2,916円)
液晶プラズマ式テレビ	15V型以下のもの	改定無し	1,700円 (1,836円)
	16V型以上のもの	改定無し	2,700円 (2,916円)
冷蔵庫・冷凍庫	内容積170リットル以下のもの	改定無し	3,400円 (3,672円)
	内容積171リットル以上のもの	改定無し	4,300円 (4,644円)
洗濯機・衣類乾燥機		改定無し	2,300円 (2,484円)

※この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

※エアコン以外の料金改定はありません。

□リサイクル料金改定の背景

当社は、2002年1月設立より家電リサイクル法に則り、使用済み家電製品に含まれる資源の有効な利用拡大に取り組んでいます。特に当社製のエアコンは処理工程の改善などが進み、再商品化率がエアコンは95%まで達しています。

今回、将来のさらなるコスト削減の可能性も踏まえ、家電リサイクル法の第20条に基づき、リサイクル料金を改定します。

□ 改定料金の適用について

1. 新料金は、次のいずれかに該当するものに適用いたします。
 - ①家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、2016年3月31日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2016年4月1日以降のもの。
 - ②家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、2016年3月31日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2016年5月1日以降のもの。
2. この料金は、1台当りで、全国同一の料金です。
3. この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

ハイアールジャパンセールス株式会社